

令和 4 年度 江南市高齢者福祉審議会  
会議録

日時	令和 5 年 1 月 3 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から
場所	消防署 3 階 講堂
出席者	委員長 峰島 厚 副委員長 石川 勇男 委員 浅野 加津彦 小笠原 茂彦 小田 智久 近藤 直樹 鈴木 智子 高橋 妙子 高橋 正博 野田 智子 野呂 美鈴 宮道 末利子 渡部 敬俊
事務局	健康福祉部 高齢者生きがい課、福祉課、保険年金課 各地域包括支援センター管理者
会議の公開	公開
傍聴者数	0 名

【 1 】 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 委員長、副委員長の選任
- 3 議題
  - ( 1 ) 江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について
  - ( 2 ) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況について
  - ( 3 ) 介護保険及び高齢者福祉実態調査について
  - ( 4 ) 地域密着型サービス事業者の公募結果について
  - ( 5 ) 新たな低所得者向け利用者負担軽減制度の創設について
  - ( 6 ) 在宅高齢者施策の見直しについて
- 4 その他

【 2 】 会議経過

(事務局)

ただいまから、令和 4 年度江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。  
皆様におかれましては大変お忙しい中、当審議会に就任を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。机上に委員の一覧を配布しておりますが、任期

は3年、令和6年度までの長期間になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日、机上には委員の皆様の名簿の他、江南市高齢者福祉審議会の要綱、先日送付させていただきました資料の正誤表と、追加の資料を配布しております。会議資料につきましては事前に送付をさせていただいておりますが、お手元がない方は挙手にてお知らせください。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

## 1 あいさつ

(事務局)

次第の1、あいさつ。市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長) あいさつ

(事務局)

本審議会は今年度2回目となりますが、今回は書面会議となりましたので、ここで簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順に、お1人ずつお願いいたします。

(各委員、事務局) あいさつ

(事務局)

なお、今回の会議は江南市市民参加条例の規定によりまして、会議録をホームページに公開させていただきます。委員の皆様方には、公表前に確認のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、市長は他の公務のため、退席させていただきます。

## 2 委員長、副委員長の選任

(事務局)

それでは、次第の2 委員長、副委員長の選任、に移りたいと思います。議事の進行などは、江南市高齢者福祉審議会設置要綱第5条第2号の規定によりまして、委員長に行っていただくこととなります。また、委員長、副委員長の選任は、同要綱第3条第1項の規定によりまして、委員の皆様との互選によるものとなっております。委員の皆様にご異存がなければ、指名推薦の方法によりたいと思いますがいかがでしょうか。

ご異議もないようですので、指名推薦により委員長及び副委員長の選任をいたします。

それでは、どなたかの委員から推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 委員長、副委員長推薦

(委員長)

もう何年かになりますけれども、皆さんのお役に立てればということで委員長を受けさせていただきます。

来年度に、たぶん介護保険の事業計画の色々なものがあって、国の審議会も検討課題が、本来なら去年の末頃に出ているのですけれども、みんなペンディングになっていて、検討課題だけになっているというのはちょっとで、たぶん来年大きく動くのではないかというふうに思いますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

(副委員長)

委員長さんを補佐させていただきまして、委員長と共にこの会のスムーズな運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、させていただきます。

傍聴者はいないのですね。

(事務局)

いません。

### 3 議題

#### (1) 江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について

(委員長)

事務局の方、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料1、参考資料1-1～3》

(委員長)

質問・意見、ありましたらどうぞ。



います。

8 ページの介護認定審査会の状況の変更申請に関して、変更率というのはどのくらいの割合で出ていますか。そういうデータがこれに表示されていないんだけども。

(事務局)

愛知県の要介護認定の状況ということで、令和3年度の状況を説明させていただきます。一次判定からの軽度変更率は、江南市は1.0%、愛知県の平均は0.6%となっております。若干、市の変更率が高い状況となっております。

(委員)

20 ページから 21・22 ページですけれども、国からの保険者機能強化推進交付金とか、介護保険保険者努力支援交付金がございます。これがかなり減弱している。特に、努力支援交付金というのはなかなか難しい交付金だと思いますけれども、全体的に表から見ると、国の指標が正しいというわけではないけれども、この辺の点と結果を見た場合、20・21 ページを見たときに、みんな晴れマークで90%達成ということから見ると、こちらの方の数値は非常に厳しい配点基準になっています。この辺に乖離があるわけです。行政へ厳しい意見を言うんだけど、この基準では確かに晴れマークが出るんだけど、国の指標は非常に厳しい配点になっているわけです。なにも国に迎合することはない。実は私、去年区長をやっていて痛感したんだけど、本当に独居の方で孤独死されている方が出ているわけです。本当にお気の毒で、人間としての尊厳がなくなっている。冷たい体で亡くなっているわけです。そういった活動で身をもって感じたときに、往診はやっていますけれども、そういう方に遭遇した時に「この数値は本当かな」というふうな気がします。これに関して、20・21 ページ、22・23 ページも考えた場合、例えば、具体的な例を持つと、令和3年度から令和4年度を比べると、だいたいこの交付金全体で5,119,000円ほど下がってきているわけです、トータルで。だから、そういうことを考えたときに、コロナの影響もあったかもしれないけれども、もう少し施策として現場が動いているわけだから、この審議会としては最大の良い方向へ行くように考えなくてはいけないわけです。つまり、私が申し上げたいのは、PDCAサイクルの中のPlan、Doはいいんだけど、Checkが足りない。Checkが足りなくて、そしてActionを起こしていない。私は現実にそうした方を見た場合、「これは一体、本当に何とかしなければいけない」と、漫然と現場で思うわけです。その辺のことを考えて、部長の方からコメントをいただきたいです。

(事務局)

ありがとうございました。

今、委員がおっしゃられたことは、非常に痛感しているところでございます。

まず、こういった国から示されている配点に対して、市の施策を色々と打っているわけですが、国に言われるとおりにやっているわけではないですけれども、やはりこういった結果が出る以上、そういったところも当然踏まえてやるべきでありますので、特にP D C Aサイクルの中のC h e c kからA c t i o nに続くところ、そここのところがちょっと足りないのではないかというご指摘はごもっともだと思っております。今年度、色々な施策を行わせていただきまして、様々な結果が間もなくまとまろうとしておりますが、そういったものをしっかりと受け止めまして、更に地域の皆様のニーズを把握した中で、来年度以降しっかりとA c t i o nができるように、しっかりと活動して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

最初に言われたように、去年と比較して大きく変化しているとか、あるいは、今までの予定とは狂っていたとか大きく変わっているとか、そういうふうな特徴を是非報告では伝えていただきたいと。ちょっと私も、今の後段のところの、市の予算額よりも1千万円台下がっているんですね、交付金が。これはどこに問題があったのかというのは、精査しないとまずいのではないかというように思うのですけれども、ズレはどこにあったんですか。

(事務局)

この保険者機能強化交付金の予算額につきまして、14,563千円というところなんですけど、保険者機能強化交付金の調査が参りまして、その調査に回答しないと交付額がわからないという状況になっております。こちらの予算額につきましては、全自治体と同じ点数を取ったという想定の下に組んだ予算になっております。そのため数字の差となっております。

(委員長)

そういうふうな国の指導なんですか。

(事務局)

指導ではないですが、どの自治体は何点を取るのがわからないものですから、予算額が平均でしか出せないという状況があります。

(委員長)

それでいくと、江南市が平均値だろうというふうな想定で予算を組んでいるんだけど、ただしこの点数でいくと、真ん中が、満点の間かという中間値とはかなり違う、そういうような実績が何年かあるのかどうかとか、そういうふうなものも含めて予算額が大きく変わってくると実際には、説明にもあったように、保険料のところにも関

わってくるんですよね。だから、そういうことも含めて、予算の立て方も少し検討する必要があるのではないかと。あまりにも乖離し過ぎているんですよね。

(事務局)

かしこまりました。国から内示額が事前に出ますので、それに合わせて変更させていただいて、差額が無いように予算の方を立てさせていただきます。

(委員長)

その次の年なんかも関わってくる。

(委員)

とにかくこれ一遍ね、もう一度精査しないとだめだよ、これは。こんなこと言って、やっつけてはだめだよ。

(委員長)

そうですね。中間値で予算を立てるというのもおかしいのではないですか。

(委員)

もう一度詰めて、きちんと精査して。民間ではこんなことあり得ないので。

(委員長)

先程の、5ページの介護老人保健施設の令和3年から令和4年度の利用者が減っていますよね。308人から280人に。これは何かあるんですか。

(事務局)

申し訳ありません。昨年度の資料を私も今確認しているのですが、減少しているという理由が今はわからない状態です。担当しているリーダーが本日欠席しておりますので、また確認いたしまして、後ほどご報告させていただきます。

(委員長)

全体的に、居宅も含めて、施設サービスも含めて、コロナはあるけど、2年度よりも前進はしているけれども、3年度とほぼ同じあるいは若干増くらいな感じなんだけれど、それと違った傾向が出ているのがここなのではないかというように、私なんかは見たんですね。そういうふうなところを、是非むしろ報告してほしい。

(事務局)

3年度、4年度の比較につきましては、3年度は2月利用分になりますけれども、

4年度は8月利用分ということで、ちょっと時点が違うという点だけのご了解いただきたいと思います。

(委員長)

それはわかっている。だから、それが影響しているのかどうかということなんですよ。

他はどうでしょうか。全般的には私もざっと見た限りで言うと、2年度からいったら少し回復してきているけれども、3年度・4年度も9月時点が多いですけれども、ほぼ3年度よりも維持かあるいは状況、サービスの利用の意向は高まっているというような感じです。抜本的に増えているとかというのではなく、減っているわけでもない。そういうふうな中で、きているのではないか、というように思っています。今言われた2点など、私もそこを質問しようと思っていたところです。

(委員)

資料たくさんのもとめていただいたものを読ませていただきました。特に地域課題についての協議の一覧や、地域包括支援センターの全国との比較等々についても興味深く見せていただきました。この資料の中の細かい話ではなくて、江南市の中での現状として、少し私達も現場から感じていることを申し上げてご質問と、もし何かご回答があればお願いしたいと思います。

まず1点目が、コロナ禍の中で、今日の会議も久しぶりに開催されてますが、江南市の様々な定例の会議が開催されなかったものもたくさんありました。そのことによって、止まった状態になっている施策や、予定通りに動かないものがあったのではないかと思います。そういった点では、本当に現場の皆様や行政の方々が苦勞されながら色々な検討をされていると思うんですが、その止まっている施策と、江南市の人口に対しての後期高齢者の数が増えていて、これだけの地域課題を挙げていただいていることを、実際のシステムとか、色々な中で展開していくという作業が非常に重要になってくると思うんです。数値などの国に上げなければいけないものの分析も非常に重要だと思うんですけれども、実際に現場で起こっている、先程の孤独死もそうですし、色々な身寄りのない方の問題であるとか、認知症の方々が増えてきて、地域包括の方々が様々な課題についての会議もたくさん開催していただいているんですけれども、それらを3つの圏域ごとでそれぞれ個別性があるものもあるんですけれども、江南市として全体として共通していることについて、市としてどういうふうに運営をしていくのかといった時に、そこの中を共通して課題を取り上げて、具体的に何をするのかという決定までになかなか時間が掛かってしまったり、現実的になかなかそこにエネルギーが投入できないという状況があるのかなというふうに思いまして。今の形としては地域包括支援センターが3つあって、行政の方々がまとめているのですが、やはり基幹的な機能がその行政の方々に全部負荷が掛かっているような感じもす

るので、もう少し構造として3包括支援センターと行政という中で一緒にするという  
ことだけではなくて、もうひとつ基幹的な機能を行政の中に入れるのか、外に委託す  
るのか、横断的に行政の担当課の方ともう少し現場レベルの中で政策的なことを考え  
るような機能がないと、これだけの数の様々な課題を具体的に展開するのが難しいの  
ではないかな、というふうに感じております。この辺りについては、行政の方々の方  
がどんなことをご苦労をされていたり、今どんなことを考えてみえるのかというのを  
少し聞かせていただければというのが1点です。

もう1点が、江南市だけではないのですが、ケアマネジャーが今非常に不足してい  
ます。ケアマネの方々が新しくされるという方よりも、むしろもうやらないという  
方々が増えてきていて、新規のケアマネジャーさんを見つけること自体が全然難しい  
という状況になってきています。他市町の会議にも出させていただいていまして、そ  
こでもやはり同じような議題が上がっていて、それへの対策ということについても  
色々と検討されていましたが、ケアマネジャーさんが今不足している中で包括支援セ  
ンターに掛かる負担も増えていくと思うんですけれども、その辺りについてもマンパ  
ワ一的にどんなふうを考えていかなきゃいけないと思っているか、という点をあわせ  
てご質問させていただきます。

#### (事務局)

1点目の地域課題のことについては、先日の権利擁護連絡会議で、ご発言いただい  
たということを記憶していたのですけれども、やはり包括と行政だけで解決するのは  
難しいと思っています。今おっしゃっていただいたんですけれども、先日東海市の方  
に視察に行った際に、大学の先生などに委託をするという話も少し耳にしましたので、  
そういった方向も検討していかなければいけないのかなというふうには考えていま  
す。

ケアマネジャーさんの不足につきましては、包括さんからお話は伺っております。  
要支援の方を包括の方で受けていただいている状況だというのは把握しているのだ  
すけれども、行政としてできることは何なのかというのはまだちょっと決めかねてい  
るというか、何かというのは、今即答することはできませんけれども、第9期計画  
策定のための実態調査の話が今日も議題でありますけれども、そういった中で介護人  
材の不足に対する支援というのを、行政としてやっていかなければいけないのかな、  
ということは考えています。

#### (委員長)

介護保険事業計画の推進状況の議論だけど、せっかく地域包括の方からこれだけ、  
こういうふうな会議があつてこういう問題が出ているというのが出ていますので、こ  
の報告も全部これを読み上げると大変だろうと思いますけれども、ご指摘があつたよ  
うに多様で複雑な問題がたくさんわかってきて、それ自体で全体として市としてどん

な特徴があるのか、今までとどのように変わってきているのか、そういうふうなところを是非報告してもらえようようにしていただくといいと思います。先程の報告だと、地域間で多様な問題が出ているというだけの一言で終わっていたんですけども、実際にはこれもかなり重要な課題ですので、今後是非報告していただけるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。全般的には、いくつか課題があったところは少し検討していただくという形にしていただきながら、他については順調にいとっていると理解できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## (2) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況について

(委員長)

それでは、次の議題の方に移らせていただいてよろしいでしょうか。

今の議論にもなったところですけども、地域包括支援センターの事業計画進捗状況について、ということで事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料2-1～6、参考資料2-1～2》

(委員長)

どなたか、質問あるいは意見で結構ですので、どうぞ。

(委員)

本審議会は、地域包括支援センターの運営協議会を兼ねているというところですので、あえてお話をしたいと思ひますが、資料の15ページです。ここに地域包括支援センター関係の数値が載っておりますが、数値だけの問題で語るのは非常に難しい問題が多々あるかと思ひますが、例えば最初の2段目の相談割合ですね、令和3年4月から令和4年3月ですけども、ケアマネジメントの関係を見ますと、中部包括が非常に際立って高いですね。中部包括のケアマネジャーというのは、どのくらいみえるのですか。

(事務局)

6名です。

(委員)

6名でやっているんですか。そういうことですね。非常に多いということね。わかりました。

それからもう1点はですね、下の(イ)権利擁護事業の件ですが、中部包括が非常

に高いということで、これは数だけの問題ですよ。権利擁護は多いんだけど、上の相談割合というところと低いわけですよ。この辺の差というのは、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

(事務局)

全体の数としては、権利擁護の方の北部と南部とを見ていただきますと、特に北部と比較していただきますと、そんなに差はないと思うんですね。なので、相談の件数の数自体が多くて、その中の割合として総合相談の率が低くなっているというふうにみえています。

(委員)

あとですね、参考資料2-1の4ページ、地域包括支援センターの設置・運営等の状況のケアマネジャー相談受付数です。過去に法人施設のケアマネジャーが、難症例のケアマネジメントで非常に悩んでいて、一度包括支援センターに相談してみたらと提案したことがありました。そうしてみると、北部包括が5件で他のところが5倍くらいあると、数だけの問題ですけれども、この辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。数だけの問題で申し訳ないですけれども、ただそれが受け入れ、話しやすい態勢になっているのか、そういう問題があると思うんですね。その辺いかがでしょうか。

(事務局)

こちらの資料には5件となっているのですが、実感として、実際はもう少し受けていると思っています。なので、単純な事務的な記載忘れという可能性が大きいと感じておりますので、記載漏れがないような体制を整える必要があるというふうには思っています。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

要するに、相談だと色々な相談が入って、それを件数でどこに登録するかというふうなこともあると思いますので、その辺は重なっても構いませんので検討してください。

地域の色々な特色がかなりあるので、1つずつ見るとなかなか見えにくいということも出てくると思いますので、その辺の工夫もしていただければと思います。

あと、先程ちょっと出た、ケアマネジャーの人材不足というのは、包括支援センター等で把握している状況、あるいは包括支援センター自体も含めて、何か課題になったりしているかというのはどうでしょうか。

(事務局)

ケアマネジャーの人員には地域差があると感じています。尾北医師会で包括支援センターの3市2町の連絡会があり、以前は犬山の方の包括の方からケアマネ不足があるとの声は聞いていたのですけれども、前年度まではそうでもなかったのですが、令和4年の春ぐらいから、一気にその波が来ていて、江南市においては80%~90%委託をして、委託率がかなり高い地域だったものですから、ケアマネジャーにお手伝いしてもらって何とか包括支援センターが成り立っていた状況でしたが、この夏からほとんど委託は受けていただけない状態です。私達も人材を確保する前にそういった波が来てしまっているものですから、3包括とも今まで委託でお願いしていたものを全部自前でケアプランを作成していて、業務量的にはかなりの負担になってきています。それ以外にもがんの末期の方などのターミナルの方で、暫定プランでケアマネさんに要介護見込みでお願いをしたいという方も、今は受けていただけなくて、ケアマネジャーを探すのは市内ではもうほとんど難しく、市外までお電話をして探しているという状況です。それも包括の方で何とか暫定プランで動かして対応しているような状況で、先日、市役所の方にも会議の時にお伝えをして、実情を地域の事業所にもわかっていただき、どんなふうにも優先順位をつけて、何とかケアマネジャー難民が出ないように、必要な人に必要な分が回るように、今協議を始めているところです。以上です。

(委員長)

大きな課題になると思いますので、それを検討の課題としておいてください。  
はい、どうぞ。

(委員)

実際、ケアマネジャーとして動いているんですけども、扶桑町の場合、なるべく元気にして帰す目的から、要支援は委託しないということでやっているとのこと。江南市は多く委託するというので、今日聞いて、江南市としてはどうしていきたいのかなという思いがありまして、要支援の人をなるべく自立へ向かって、介護保険を削減するような、方向で江南市を成り立たせたいのであれば、もう少し包括センターが介護予防の運動機能とかそういうところに力を入れていただいて、介護保険をなるべく使わないような市民活動の方に繋げていただけるようなことがあるといいかな、というふうに思っていました。

それと、今、ケアマネジャーが要支援の委託を受けないという話もあるのですが、ケアマネジャー事業所をやっているとして、運営基準減算というので、定員数を上回ってもちょっと減算になるんですね。そうすると、やってもやった分だけ損をしてしまう。ということで、ある事業所から『うちは定員人数の減算になるので受けません』

と、そう言って断られたからお願いしたい」と相談に来られた方がいらっしゃいます。ですので、ケアマネジャーはいっぱい受ければ受けるほどマイナスになっていく事業なんです。そこが本来の意味も、介護保険がどういうふうにやっていくかということが課題になっているのではないかなと思っています。江南市として、私は介護保険をなるべく本来必要な人に使っていただいて、軽い予防の人であれば介護予防ではなくて、自立支援に向かった市民活動で、地域の皆さんで支える市町をつくっていただけるといいかなと思っています。以上です。

(委員長)

どうもありがとうございます。

全般的には、ケアマネジャーの人材確保を、少し市の全体の方針としてもかなり重視していく必要があるだろうと。下手をすると来年の議論でケアマネジャーのケアプランの作成が有料化されると、これがさらに厳しくなる可能性もありますので、そこも含めてケアマネジャーの確保をどうするか、その辺を具体化していただきたいというふうに思います。

### (3) 介護保険及び高齢者福祉実態調査について

(委員長)

次の介護保険及び高齢者福祉実態調査についてに移りたいと思います。

事務局の方、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料3、3-1～3 説明》

(委員長)

事前に用紙が配布されていると思いますので、それぞれご意見いただければというふうに思います。

先程の議論の関係で言うと、サービス等事業所調査はケアマネジャーの事業所は入っていませんよね。設問を見ると、全体には施設をかなり意識しているんですけども、少しケアマネジャーの調査もついでにやったらどうかというのがちょっとあるんですね。ただ、人数的にそんなに多いわけではないので、WEBで云々とかということではなく、できないかということですね。介護人材も含めて。

(委員)

江南市でケアマネジャー事業を単体でやっているところは、1ヶ所しかないはずですよ。

(委員長)

1ヶ所しかないの。

(委員)

たぶん、だから施設併設のケアマネジャー、デイサービスをやっていたり、ヘルパー事業所をやっているケアマネジャーというのはあると思うんですが、本当に相談業でやっているのはうちしかない。だから、サービス事業所で算定されればそれでいいんじゃないですか。

(委員長)

そうしたらむしろ、ケアマネジャーへの調査は事業所ではなくて、ケアマネジャーの調査でやるとケアマネジャーも施設も事業所も入るだろうということですよ、ちょっと検討してください、それは。用紙にしなくても、ヒアリングでもできるかもしれませんので、そこも含めて。

(事務局)

国の示す施策反映の手引きというものがあまして、その中にケアマネ事業所は人材調査の中に入っておらず、なので今回は入れていないという状況になっています。

ケアマネ事業所を入れるかどうかというのは、内部で検討させていただきたいと思っております。

(委員長)

どういう調査が必要なのかというのは、他の調査とちょっと違ってくると思うんですよね。それも含めて、検討してください。

(委員)

この調査票のB票のところに関してになります。ここの中に入れて欲しいという要望というわけではなく、入れるかまたは他の権利擁護の関係になるのかもしれませんが、今、身元保証人が2人いないと入れないとか、同じ市町村じゃないとだめとか、1人いないといけないとか、身元保証人がいないんだったら身元保証団体を契約しないと入れないとか、色々実際に入るにあたっては条件がある施設がとても多くて、国は一応身寄りがないことを理由に入所を断ってはいけないという通知が出ているけれども、実際にはそういった方が入所すると様々な課題に困るので、福祉施設等ではやはりそういった人がいないといけないというところが実態となっています。江南市においても、例えば判断能力がない方とある方によっても、そういうのを付けてもいいよという意思表示がある人はそれでいいと思うんですけれども、判断能力がな

いのにそういう身元保証団体のお金が掛かる契約を関係者だけで付けてしまうというのは問題だっていうことが、全国の中でも言われているんですけども、やはり市内の施設に対してこの実態調査をするにあたって、そういうのがどうなっているのかということ把握しておくということは、1つ必要なのかなと思います。ここの中に入れなくてはいけないとは思わないんですけども、せっかく聞くのであれば身元保証人を絶対にいないと受け入れられないとか、そうでない場合はちゃんと検討して受け入れることができるとか、その辺が市内の施設全体としてどうなっているのかというのは、少し見れる機会があるといいかなというふうに思いました。次の段階をどうしたらいいかを考えるための資料として、という意味です。以上です。

(委員長)

実際には少し検討してほしいですけども、調査項目にするにはちょっと妥当じゃないと思うので、これは公にするわけにいかない調査になるでしょう。事業所にでなく、在宅で生活している人に、例えば、入所の時に入所を希望したけれども身元保証人で云々とか、というような設問はあり得ると思いますけれども、ただ突飛な質問になるので、具体的になってしまうから、そこは少し考えていただいて、今ご指摘があったように調査票にするかどうかというよりも、実態がどうなのかというところを少し検討してください。

WEBの回答は、個人調査も含めて初めてですね。

(事務局)

はい、初めてです。

(委員長)

たぶん、問い合わせが相当あると思います。

(事務局)

紙も一緒に送付させていただくので、郵送としてポストに行くのが面倒な方で、インターネット等に長けた方はWEBでできるという選択肢を増やすような形になります。

(委員長)

それはそれでいいんですけども、ただ現場の対応とかそういうのが大変になるということです。

よろしいでしょうか。それでは、検討課題に挙げていただいたケアマネジャーの件と、権利擁護、入所の要件、身元保証人の件で、これは必ずしもこの調査に該当するかどうかというものでもありませんので、少し実態を把握するというところで検討の具

体化をしてください。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

(事務局)

先生、申し訳ありません。ちょっと会議が長くなっているのですが、休憩を入れたいのですが、よろしいですか。

(委員長)

そうですね。ちょっと長くなっていますので、今から 10 分休憩ということでお願いします。

《 休憩 》

#### (4) 地域密着型サービス事業者の公募結果について

(委員長)

それでは、次の議題(4) 地域密着型サービス事業者の公募結果について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料4》

(委員長)

予定していた2つの事業のうち、1つが決まったと。2回連続して、看護小規模の方については応募がなかったということですね。基本的には第8期計画ではここまでとし、第9期計画の時に新たにしようかどうかを検討すると。やむを得ないですね。

(委員)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですけれども、これは2つのスタイルがあると思います。1つは訪問介護と訪問看護のサービスが一体化した一体型と、それからもう1つはご存知のようにいわゆる連携して介護と看護の連携型というのと、今回はどっちなんですか。

(事務局)

連携型になります。

(委員)

連携型ですか。わかりました。

それからもう1つは、今回、看多機と呼んでいるんですけども、これに際しても非常に入院の後の在宅で暮らしてほしいという希望に沿うものなので、非常に採算面では取れないところですけども、これに関してやはり次の第9期で、再度の検討をお願いしたいです。ただ、インセンティブというか、市町村のそういった地域のアセスメントと同時に、財政的な援助もしっかりやらないと無理だと思うんですよ。そこを鑑みて、やっていただきたいなと思います。そんなところが要望でございます。

(委員長)

それも含めて、第9期、要するに事業者からしたら採算が取れない、採算が取れないということは、赤字になるということだと思いますので、それも含めて市の単独の方でもあり得るかということも含めて検討する、ということでしょうか。

#### (5) 新たな低所得者向け利用者負担軽減制度の創設について

(委員長)

それでは、次の議題の方へ移らせてもらいます。(5) 新たな低所得者向け利用者負担軽減制度の創設について、説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料5》

(委員長)

提案いただきましたように、まだ詳細は決まっていませんけれども、基本は補足給付の認定を受けて準じてということ、令和6年度からだいたい5,000円くらい。

それでは、是非実体化していただきたいということで、思っております。

#### (6) 在宅高齢者施策の見直しについて

(委員長)

次の議題へ移らせていただきます。(6) 在宅高齢者施策の見直しについて、お願いします。

(事務局) 説明

《資料6》

(委員長)

1番目の福祉電話の設置事業、要するに電話回線の貸し出しと現金で基本料金を補助しているけれども、電話回線の権利を持っているのは江南市になるので、利用者が

生活費にあてて払わないあるいは死んでしまって支払手続きできなかった場合に、そういう請求が市に来るというやつですね。家に固定電話を置く世帯がへってきたので、廃止してもいいのではないかということですね。全般的には、この施策は現物給付と金銭給付を両方やっていたわけですね。

(委員)

在宅ねたきり老人等介護慰労事業の廃止案、この変化があるというのはわかりました。ただ、在宅介護というのは介護者の健康があって初めて成り立つものなんですね。それだって、介護者に必要なのは慰労金というよりは健康支援ではないかなって、私は思います。いかがでしょうか。

(委員長)

前半部分と2つあるので、後半の方にそれは置いておいていただいて、福祉電話について実際に住民税非課税世帯の65歳以上の人にとっては1,550円の基本料金の補助がなくなるということになるんですね。ただし、その手続き上は実際にはきちんと処理をしない限りは市に請求が来るという、こういうふうな性格。

はい、どうぞ。

(委員)

福祉電話を貸し出ししていたのを固定ではなくて、今は携帯での貸し出しもあるということとか、あと安心電話に繋がるから制度を廃止するというところでよろしいですか。たぶん、私はそういうふうに解釈したんですけども、要は福祉電話設置事業というその事業をもう廃止していくということであれば、時代に沿って、これはそもそも何で福祉事業の電話の設置を提案したかというその時代背景で、昔は電話が無かったからですけども、私がここで言いたいのは、低所得者に限りこういう措置があった、ということが別の委員会でも話題になったんですけども、緊急通報システムというのは本当に、低所得者でなくても高齢者で老老世帯で何とか頑張っている人たちでも、何かの時に緊急通報システムというのは本当に大事だと思うんですね。ですので、ここら辺は防災と絡んで、緊急な江南市の安心なネットワークツールがあるということであれば、私は別にこんな福祉電話の設置事業というのは考えなくていいと思うんです。以上です。

(委員長)

ただですね、低所得の人については1,550円が減るんですよ。そこなんですけど。

(事務局)

現在、福祉電話を利用されている方につきましては、引き続き利用していただくこ

とは可能です。新規の申し込みを、令和6年度から中止とすることを考えています。現在、福祉電話と緊急通報装置という事業があるんですけども、これまでの緊急通報装置というのは固定電話が無いと緊急通報装置を使えない制度になっていたんですけども、昨年の11月から固定電話が無くても緊急通報装置を使える携帯型の緊急通報装置を導入していますので、固定電話が無い方につきましては、携帯型の緊急通報装置を利用させていただくようにお話をさせていただこうと思っています。

(委員長)

あと、その現在使っている人はそのまま維持してもらおうということだけど、ただ制度上の不備で債務を江南市が負うという課題が残るでしょ。これは処理する方法があるんですか。

(事務局)

委員長がおっしゃられるとおり課題としては残るんですけども、現在使ってみえる方につきましては、激変緩和措置と言いますか、その方たちの既得権と言いますか、そういったことを踏まえて引き続き使っていただくことを考えています。今回の見直しについては、あくまで新規の申し込みを中止とさせていただく見直しでございます。

(委員長)

そうしたらその手続き上、請求は市に来る、不備のための請求が市に来ることについてはやむを得ないとなると。この福祉電話設置事業っていうのを、福祉電話基本料金補助事業にできないかということなんですけれども。電話回線を市が持っていたら、その課題は依然として続くのではないですか。だからもう、契約上福祉電話設置事業は廃止して、今使っている人については福祉電話基本料金補助事業みたいな形にして、それで補助するだけということで、死んだりとかそんなのも契約は一切市はしないというようなやつですけども。

(事務局)

おっしゃられる通りなんですけれども、その問題を解決しようとする、今引いているその方の固定電話を一旦外して、また別の番号を引くということになると思います。それをしてでも基本料金を助成するとなった場合に、固定電話が無いんですけども、携帯電話を持っているという方に対して市が助成をしているかということ、それは行っていないので、それは不公平感があるんじゃないかなというのが私共の考えです。

(委員長)

それは今でもあるわけですよ。スマホを持っている人とか、電話回線を持たずに電話を持っている人については、これは該当しないというふうになるわけですよ。だか

ら、それは今でもあるんですよ。だから、やむを得ず今使っている人については廃止しないで、ずっとその人が亡くなるまであるいは電話を使わなくなるまで続くということであるならば、その設置のことだけは処理した方がいいんじゃないかというのが私の意見ですけれども。そこも含めて、検討してもらおうということで、色々な意見が出たということで、よろしいですかね。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

ですから、差が、不公平があるというのは今でもあるので、ただ、今使っている人についてやめさせることによって負担が増えるというように基本的にはなるので、そこは配慮すると。ただし、制度の不備によって生じている問題について、何らかの検討ができないかということですね。

あと、今後については緊急通報システムを、緊急通報とかそういうのを使っていくと。その辺を検討してください。よろしいですか。ですから、初めの理由にあった補助金を何に使っているかとかということで、滞納していたというふうなところまで市が責任を負う必要はないので、その便宜をちょっとできないかということを検討する。金銭給付ですから、当然そういうふうな問題は出てくるんですね。ただ、回線まで持っているとなると、債務が生じた場合全部回線を持っている人のところへ行きますので。

それでは、その次の在宅ねたきり老人等支援事業について、ご提案の趣旨はわかったと思います。予算上も、私が聞いたところによると、以前よりもちょっと金が掛かるだろうというふうな、そういうふうな策です。これはたぶん、江南市として今後のことを考えてどうなのかということで、金銭給付というのと現物給付という考え方で、金銭給付だと実際には何に使われるか問わない、その代わり自由に使える。だから色々な人が使っているとか云々とかというような、不公平とか云々とかっていうのはもう見えないですね。ただ、現物給付は物でいくということで、その意味では先程言いましたように、健康が第一だっていうふうな介護者にとって健康が第一だって考えた場合には、ある面でいくと物理的なお金の負担よりも、そのお金をもって色々なことに使えるようにした方がいいっていう、それは一理あると思いますけれども、もう一方で言うと、何に使われるかわからない。金銭給付はそういうふうなものですよね。だから今後のことについて、ちょっとどういうふうにするかということも含めて検討しないと、慰労事業ですのね、何とも言えないですね。慰労事業で慰労しているからお金を配るという形になってくるのかっていうと、必ずしもそうではなくて、むしろ現物給付の方に私は戻した方がいいんじゃないかって感じはしているんですね。慰労事業は残すとしたら、頑張っているんだから慰労するという場合は、高所得者を逆

に除く、というふうなことを考えてもいいのではないかと。

(委員)

この慰労事業ですね、老人等介護慰労事業ですよ。要するにこれを廃止するのは介護されているのではなく、介護している人に対する慰労でお金が出ていたわけですよ。それを今度は廃止して、要介護高齢者に対して本人に支給するってさっきおっしゃいましたね、それはもう慰労事業ではないですよ。慰労するのは、先程、介護してみえる方についての慰労ですよ。そうすると、例えば本人に渡したらそれは要介護高齢者に対する何らかの支援なんですよ。ということなんですよ。だから、介護慰労事業をなくしたということですよ。そういうことですよ。わかりました。確認だけです。ありがとうございました。

(委員)

この事業ですね、生計を一にしていけないともえられないわけですよ。例えば、他所にいて面倒を見ているという人もいるわけですよ。そうすると、生計が一になっていないのでもらっていないという人もいるので、この辺の不公平が出てくると思うので、これは別に僕は廃止してもいいと思うんですけども。

(委員長)

他はどうでしょうか。全体的には、介護の慰労で現金を給付するということについては廃止してもいいと。ただし、介護の本人に出すお金でいいのかってことです。現物の給付で、もっと色々な所に使えるようなものにしていくというふうなこともちょっと考えられないのではないかと。本人に行くお金になりますけれども、実際に何に使われるかはわからないっていう、それは付きまとう。ここで結論を出すのではなくて、審議会としての意見はこういうふうな意見がたくさん出たということで、1つにまとまったわけじゃないということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

いただいたご意見は、持ち帰り、事務局の方で検討してまいります。ありがとうございました。

#### 4 その他

(委員長)

それでは、その他のところに入らせていただきます。お願いします。

(事務局) 説明

《資料 7、8》

(委員長)

よろしいでしょうか。何か意見・ご質問あれば。  
なければ、他にありますでしょうか。  
今後の会議の日程等については。

(事務局)

皆さま、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。多くの貴重なご意見をいただきましたので、また持ち帰って協議してまいります。

今年度の審議会は本日をもって終了となります。来年度は、先程の議題で申し上げましたとおり、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定を行うにあたり、審議会を年4回開催し、1回目の会議は7月から8月にかけて開催する予定としております。会議日程につきましては、またご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(委員長)

来年7月から忙しくなるということで、ご了承をお願いしたいと思います。司会の不手際で時間をだいぶオーバーしてしまいまして、どうも失礼しました。

今日はご苦勞様でした。